

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 118

詐欺的商標出願または悪意による商標出願に対する措置：

南アフリカおよびモロッコ

目次

はじめに	3
南アフリカ	3
1. 商標制度の概要	3
1.1. 先願主義か先使用主義か	3
1.2. 出願制度はシングルクラスかマルチクラスか	3
1.3. 利用可能な出願ルート	4
1.4. 有効期間	4
1.5. 実体審査	4
1.6. 詐欺または悪意による出願	4
1.7. 法的枠組み/審査ガイドライン	5
2. 商標調査の方法	5
3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処	5
3.1. 詐欺/悪意による出願に関する商標局への情報提供	5
3.2. 異議申立手続	6
3.3. 無効手続	8
3.4. 不使用による取消手続	11
3.5. 権利の取消または消滅を求める上記以外の手続	11
モロッコ	12
1. 商標制度の概要	12

1.1. 先願主義か先使用主義か	12
1.2. 出願制度はシングルクラスかマルチクラスか	12
1.3. 利用可能な出願ルート	12
1.4. 有効期間	12
1.5. 実体審査	13
1.6. 詐欺または悪意による出願	13
2. 商標調査の方法	13
3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚 した場合の対処	13
3.1. 詐欺/悪意による出願に関する商標局への情報提供	13
3.2. 異議申立手続	14
3.3. 無効手続	17
3.4. 不使用による取消手続	18
3.5. その他の手続	18

はじめに

詐欺的な商標出願や悪意 (bad faith) による商標出願が商標権者に突きつける問題は、ますます重大なものになりつつある。これらの出願が合法的な権利を損ない、市場に不確実性を生じさせているのである。商標制度はさまざまな法域で拡大し続けるにつれて、不正な登録取得を防止し、それらに対抗し、それらを抹消するための効果的な法的手段の必要性も高まってきている。特別号となる本号のニュースレターは、南アフリカとモロッコにおいて詐欺または悪意による商標出願に対処する際に利用しうる主要な手段を (特に異議申立手続と無効手続に注目して) 概説するとともに、自社商標の保護とエンフォースメントに取り組む権利者を助ける実践的な指針を提供するものである。

南アフリカ

1. 商標制度の概要

1.1. 先願主義か先使用主義か

南アフリカは先使用主義の制度を採用している。この制度の下では、権利は主として出願よりも先使用を通じて発生する。登録は法的保護を提供するため登録を取得することが非常に望ましいが、登録は、評判に由来するコモンロー上の先行権利に優越しない。¹

1.2. 出願制度はシングルクラスかマルチクラスか

南アフリカはマルチクラス出願を認めていない。²

¹ 商標の使用に由来する権利の基礎となる商標使用に関する制定法の枠組み：商標法 (1993 年法律第 194 号) (Trade Marks Act 194 of 1993；以下「商標法」という) の第 2 条(1)は、商取引の過程で使用されるか使用を意図された標章として商標を定義している；第 9 条および第 10 条は、使用を通じて発生する識別力について規定している；第 34 条(1)は、先使用によって生じた先行権利の保護および使用の継続を認めている；第 27 条は、連続したの期間 (5 年間) にわたり善意の使用がなかった商標の登録簿からの抹消を規定している；第 35 条は、南アフリカにおいて外国の周知商標はその使用に由来する評判に基づき未登録であっても保護される旨を規定している。南アフリカのコモンローも未登録商標に関する権利が当該商標の使用により生じることを認めている。使用によって (特にパッシング-オフ (詐称通用) に関わる救済を通じて) コモンロー上の権利が生じるという原則に関して最も広く引用される判例は *McDonald's Corporation v Joburgers Drive-Inn Restaurant (Pty) Ltd 1997 (1) SA 1 (A)* である。

² 第 16 条(3)は、出願書類には「規則により要求される詳細」が含まれていなければならないと規定している。商標法は一貫して「単一の分類に属する商品または役務に関する登録」という言い方をしており、区分 (class) という語は単数形になっている。南アフリカの同法の構造は区分ごとに個別の出願を想定している。登録可能性、審査、拒絶、異議申立はすべて区分ごとに個別に判断されるからである。また、同法の施行規則 (https://www.saflii.org/za/legis/consol_reg/tmr212.pdf) はニース分類を編入してお

1.3. 利用可能な出願ルート

直接出願の提出先となるのは、企業・知的財産委員会（Companies and Intellectual Property Commission ; CIPC）である。³

南アフリカはARIPOにもOAPIにも加入していない。

南アフリカはマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）の締約国ではない。

1.4. 有効期間

商標法第 37 条⁴によれば、商標の初回登録の有効期間は 10 年である。その後は、さらに 10 年の期間につき無制限に更新が可能である。更新料は有効期間が満了する前に納付しなければならない。更新が遅滞した場合、追加料金が課される可能性がある。

1.5. 実体審査

南アフリカは実体審査を実施しており、審査基準には絶対的拒絶理由（識別力に欠ける標章、記述的な標章、欺罔的な標章、非倫理的な標章、公序良俗に反する標章等が拒絶対象となる⁵）と相対的拒絶理由（先行登録商標または周知商標に抵触する標章の登録拒絶⁶）の両方が含まれる。審査官は、識別力、混同可能性、法定要件への適合性を評価する。

1.6. 詐欺または悪意による出願

詐欺または悪意による出願は、制定法の規定に基づいて登録拒絶、異議申立および登録取消の対象となる。その場合、商標法の以下の規定が適用される。

- 第 10 条(7)は、悪意により登録出願が行われた場合の拒絶を定めている。

り、出願書類には出願しようとする区分を明記しなければならないという要件を定めている。さらに、規則 11 によれば、商標出願に使用しうる所定の書式は TM1（Form TM1）のみであり、この書式には 1 個の区分しか記載できないため、この規則の下ではマルチクラス出願は手続的に不可能となっている。

³ https://www.cipc.co.za/?page_id=1423

⁴ https://iponline.cipc.co.za/Publications/Acts/Trade_Marks.pdf

⁵ 商標法第 9 条；商標法第 10 条(1)- 商標法第 10 条(5)、商標法第 10 条(7)、10 条(11)および 10 条(13)。

⁶ 商標法の第 10 条(6)、第 10 条(12)～(17)。第 10 条(12)は、「本質的に欺瞞的である標章」や、その使用方法が法に違反するか、善良の風俗に反する（*contra bonos mores*）か、特定の集団に属する人々の感情を害する恐れがある場合について規定しているため、この条項を絶対的拒絶理由に分類する解釈もあることに留意されたい。

- 第 21 条は異議申立手続について定めており、この手続において悪意を主張することが可能である。
- 第 24 条は、誤ってなされた登録または登録簿に誤って残存している登録（詐欺または不当表示により取得された登録を含むと思われる）については無効を宣言することができる」と規定している。

1.7. 法的枠組み/審査ガイドライン

登録局（Registry）の業務に関して言えば、審査官は周知商標を模倣した標章の出願や悪意の証拠が認められる出願を拒絶することができる。

南アフリカの裁判所は、たとえ形式的要件が満たされていても詐欺的な意図によって登録の有効性は損なわれると一貫して判示してきた。

2. 商標調査の方法

オンライン商標検索は以下のサイトで行うことができる：<https://iponline.cipc.co.za/>。

利用可能な情報には、出願番号、出願日、受理日、公告日、登録日、商標の本体（標章）、商品/役務の区分、商品/役務の詳細、関連商標、承認書（endorsement；視覚で感知されない商標に関する説明）、権利不要求（disclaimer；商標のうち権利者が権利を主張しない部分）、出願人の名称および住所等が含まれる。出願が条件付きで承認された場合、当該出願に課された条件をオンラインで確認することは現時点では不可能である。

オンライン検索は英語で行われる。また、異議申立のために商標出願が公告される「特許公報」（Patent Journal⁷）も英語で作成されている。

検索機能について言えば、出願番号および/または文字商標を用いてオンラインデータベースを検索することができる。図形商標の場合も、AI 画像検索の機能を使って画像をアップロードすることにより検索が可能である。特許公報の検索は、公告年度、公告月、分野（商標、著作権、意匠、特許）および出願番号を手掛かりとして行うことができる。

3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処

3.1. 詐欺/悪意による出願に関する商標局への情報提供

⁷ <https://iponline.cipc.co.za/Publications/JournalPublications.aspx>

悪意による出願を通報し、その主張の裏づけとなる証拠を示した書簡を登録官宛に交付することはできる。ただし結局のところ、利害関係人は、問題の出願が異議申立のために特許公報上で公告されるまで待ってから、正規の方法で当該出願の登録に対して異議を申し立てなければならない。

3.2. 異議申立手続

利害関係人は、出願の公告日から 3 か月以内に、当該出願に対して異議を申し立てることができる。⁸

実際には、いきなり異議申立書が提出されることは少なく、出願の取下げ（または当該出願で指定された商品または役務の削除）を求める出願人宛の書簡が最初に交付され、出願人がその要求に応じなかった場合にのみ異議申立が行われるのが普通である。

商標規則の規則 52(1)には、異議申立期間の満了日から 3 か月の延長が認められている。これ以上の延長は、登録出願人の同意を得た上で認められる。

和解交渉は非公式に行われ、異議申立期間（または延長された異議申立期間）の間に和解が成立しなかった場合、異議申立人は異議申立期間が満了する前に異議申立書を提出しなければならない。

異議申立の理由

登録に対する異議申立の理由は、南アフリカ商標法（1993 年法律第 194 号；以下「商標法」という）の第 10 条に登録拒絶および登録抹消の理由として示されており、第 10 条の規定は異議申立について定めた同法第 21 条と併せて解釈される。

詐欺的な出願または悪意による出願という問題に関連して主張することができる異議申立理由として、具体的には以下のような理由が挙げられる。

- 出願人が所有権に対して善意の主張を有しない標章⁹
- 登録出願人が商標として使用する善意の (*bona fide*) 意図を有していない標章（商標としての使用が出願人本人によって行われるか、当該標章の使用を出願人が許可した人物または今後許可する人物によって行われるかは問わない）¹⁰
- その全体または本質的な部分が周知商標の複製、模倣または翻訳であるような標章が、周知商標が使用されている商品または役務と同一または類似の商品または役務について使用されており、そのような使用が欺罔または混同を生じさせる恐れがあること。¹¹

⁸ 商標法（1993 年法律第 194 号）第 21 条

⁹ 商標法第 10 条(3)

¹⁰ 商標法第 10 条(4)

¹¹ 商標法第 10 条(6)。同条は、未登録の周知商標の保護を定めている。

- 当該標章の登録出願が不正に (*mala fide*) 行われたこと。¹²
- 公衆を欺罔するか混同を惹起する恐れのある標章、法または善良の風俗に反する (*contra bonos mores*) 標章¹³ (この規定の適用範囲は十分に広いため悪意にも適用されうるし、著作権侵害その他の法に違反する行為についても援用可能である)。
- 登録商標と同一であるか紛らわしい標章であって、当該登録商標と同一または類似の商品または役務について使用された場合、公衆を欺罔するか混同を惹起する恐れがあるもの。¹⁴
- 先行出願の対象である標章と同一であるか紛らわしい標章であって、商品または役務に使用された場合に公衆を欺罔するか混同を惹起する恐れがあるもの。¹⁵
- 先行出願の対象である標章 (その標章が、後続出願の出願人の現存する権利に反して登録された場合)¹⁶
- 先に登録された周知商標と同一であるか紛らわしい標章 (出願された標章の使用が、登録商標の識別力または評判を不当に利用するか、それらに悪影響を及ぼす恐れがある場合。欺罔や混同が存在するか否かを問わない)¹⁷。

手続

異議申立手続は商標規則の規則 19 に規定されている。商標規則の条文については以下の URL を参照されたい：https://iponline.cipc.co.za/Publications/Acts/Regulations_v1_trade_mark.pdf。その他の関連法規は、<https://iponline.cipc.co.za/Publications/Legislation.aspx> のサイトからダウンロードすることができる。

- 異議申立書の提出
 - TM3 の書式 (Form TM3) に従って、申立人が求める救済と同人が援用する商標法の規定を記載した正式な申立通知書 (Notice of Motion) を作成し、商標登録官 (Registrar of Trade Marks) 宛に提出する。申立通知書の裏づけとして、申立の理由と援用する証拠を記載した基礎宣誓供述書 (founding affidavit) が提出される。基礎宣誓供述書には、通常、当該の事案と事実関係について適正な知識を有する異議申立人の役員が宣誓の下で供述した証言が記される。場合によっては、基礎宣誓供述書を補強するために別の宣誓供述書が併せて提出されることもある。これらの宣誓供述書には、異議申立人が主張する特定の異議申立理由 (一または複数) について同人が負う立証責任 (onus) を果たすために必要な情報を提供できる立場にある証人の証言が記載される。申立に關係する証拠はすべて、この段階で提示されなければならない。
 - 責任者：異議申立人

¹² 商標法第 10 条(7)

¹³ 商標法第 10 条(12)

¹⁴ 商標法第 10 条(14)

¹⁵ 商標法第 10 条(15)

¹⁶ 商標法第 10 条(16)

¹⁷ 商標法第 10 条(17)。この規定は希釈に関する規定の一種である。

- 時期：出願が特許公報上で公告された日から 3 か月以内、または延長された異議申立期間内。

これは留意すべき点であるが、商標出願人が異議申立に対し抗弁しなかったとしても、異議申立はその本案について審理されることになる。

- 答弁意思通知書 (Notice of Intention to Defend) の提出
 - 責任者：商標出願人
 - 時期：基礎宣誓供述書を受領してから 1 か月以内に提出しなければならない。
- 答弁宣誓供述書 (Answering Affidavit) の作成と提出
 - 責任者：商標出願人
 - 時期：答弁意思通知書の提出日から 2 か月以内に提出を完了しなければならない。当事者双方の合意によって提出期限の延長が可能。
- 再弁明宣誓供述書 (Replying Affidavit) の提出
 - 異議申立人は、再弁明の中でその事案について厳密な主張を示す機会を与えられる。
 - 責任者：異議申立人
 - 時期：答弁宣誓供述書を受領してから 1 か月以内に提出しなければならない。

すべての書類が提出された後、その事案に関する口頭審理の日程を定めることができる。異議申立に対して出願人が答弁し、当事者間の対立関係が成立している場合、商標登録官はそのような異議申立(defended opposition)についても口頭審理を行う権限を有するが、その能力には限りがあるため、実際にはそのような異議申立は高等裁判所 (High Court) に付託され、裁判所が口頭審理を行った上で判決を示すことになる。その付託を求める責任は異議申立人側にあり、異議申立人は公式書簡によって事件の付託を要請し、登録官は付託を正式に認める通知書を発行する。目下のところ、遠隔地にある文書保管施設に保管された公式ファイルの調査に困難や遅滞が生じており、異議申立の付託には数か月から年単位の時間がかかることがある。

上訴

商標法第 53 条によれば、登録官の決定または命令に不服のある者は、その決定または命令の日付から 3 か月以内に、高等裁判所に上訴して救済を求めることができる。高等裁判所は、上訴の本案を審理し、新たな証拠を提出させ、自らが適正と見なした命令を発行する権限を有するものとする。

3.3. 無効手続

南アフリカの法において無効手続に相当するのは、商標登録の抹消を求める申請である。この申請には商標法第 24 条が適用され、商標登録後はいつでも申請が可能である。抹消申請には、異議申立理由を定めた商標法第 10 条を援用した申請が含まれる。

詐欺による登録または悪意で取得された登録に関連する申請理由には、商標法の第 10 条(3)、10 条(4)、10 条(6)、10 条(7)、10 条(12)、10 条(14)、10 条(15)、10 条(16)、10 条(17)のいずれか（または全部）が含まれる。

利害関係人であれば誰でも商標登録の抹消を申請することができ、利害関係人の選択に従って登録官または裁判所に申請書が提出される。実状を言えば、登録局はバックログを多く抱えて業務に遅滞が生じており、登録官は当事者双方が対立関係にある手続（取消手続を含む）を高等裁判所に付託しているため、利害関係人は対立が予想される手続を高等裁判所に直接申請することになる。

手続

申請人が取消申請書（登録抹消を求める申請書）を商標登録官に直接提出する道を選んだ場合、その手続と期限にも商標規則の規則 19 が適用されるため、手続と期限は異議申立と同じである。

申請人が取消申請書（登録抹消を求める申請書）の提出先として高等裁判所を選択した場合、その手続と期限は「統一裁判所規則」（Uniform Rules of Court）の規則 6 に従う。

- 申請書の提出
 - 申請人が求める救済と同人が援用する商標法の規定を記載した正式な申立通知書（Notice of Motion）を提出する。申立通知書の裏づけとして、申請の理由と援用する証拠を記載した基礎宣誓供述書（founding affidavit）が提出される。基礎宣誓供述書には、通常、当該の事案と事実関係について適正な知識を有する申請人の役員が宣誓の下で供述した証言が記される。場合によっては、基礎宣誓供述書を補強するために別の宣誓供述書が併せて提出されることもある。これらの宣誓供述書には、申請人が主張する特定の抹消申請理由（一または複数）について同人が負う立証責任（onus）を果たすために必要な情報を提供できる立場にある証人の証言が記載される。申請に係る証拠はすべて、この段階で提示されなければならない。
 - 責任者：登録の抹消を求める申請人
 - 時期：申請人が関連の情報および証拠を入手した直後

これは留意すべき点であるが、商標登録人（当該申請における被申請人）が異議申立に対し抗弁しなかったとしても、取消申請はその本案について審理されることになる。

- 答弁意思通知書（Notice of Intention to Defend）の提出
 - 責任者：商標登録人（当該申請における被申請人）

- 時期：申請書を受領してから 5 日以内

- 答弁宣誓供述書（Answering Affidavit）の作成と提出
 - 責任者：商標登録人（当該申請における被申請人）
 - 時期：15 日以内または当事者間で合意された延長期間内に提出することを要する。

- 再弁明宣誓供述書（Replying Affidavit）の提出
 - 登録抹消を求める申請人には、再弁明の中でその事案について厳密な主張を示す機会を与えられる。
 - 責任者：登録抹消を求める申請人
 - 時期：答弁宣誓供述書を受領してから 10 日以内または当事者間で合意された延長期間内に提出することを要する。

- オンライン裁判ファイルの作成と訴状のアップロード
 - 責任者：申請人
 - 時期：約 1 週間でインデックス（Index）と裁判ファイルの作成が行われ、高等裁判所での手続が開始される。

- 主張要旨（Head of Argument）の提出
 - 責任者：申請人
 - 時期：インデックスが相手方に交付されてから 15 日以内に提出することを要する。

- 主張要旨の提出
 - 責任者：被申請人
 - 時期：申請人の主張要旨を受領してから 10 日以内に提出することを要する。

- その事案に関する口頭審理の日程決定
 - 責任者：申請人
 - 時期：口頭審理の日程は、通常は 3~4 か月以内に裁判所によって指定される。

- 口頭審理
 - 責任者：当事者双方
 - 注記：弁護士が法的主張を提示する；事実をめぐる紛争が生じた場合を除き、口頭による証言は通常要求されない。

- 判決の言渡し
 - 責任者：判事（裁判長）
 - 時期：判事によって異なる；判決はおよそ 3~6 か月の間に示される可能性がある。

上訴

登録抹消を求める申請の審理を登録官が担当した場合、商標法第 53 条により、登録官の決定または命令に不服のある者は、その決定または命令の日付から 3 か月以内に、高等裁判所に上訴して救済を求めることができる。高等裁判所は、上訴の本案を審理し、新たな証拠を提出させ、自らが適正と見なした命令を発行する権限を有するものとする。

登録抹消を求める申請の口頭審理が高等裁判所の単独審（判事 1 人による裁判）によって行われた場合、高等裁判所大法廷（Full bench；全判事が出席する法廷）または最高控訴裁判所（Supreme Court of Appeal）に上訴を提起する許可を裁判官に求めなければならない。「統一裁判所規則」（Uniform Rules of Court）の規則 49(1)(b)は、上訴の許可を求める申立は判決または命令が言い渡された時点で行うか、上訴の対象となる命令の日付から 15 日以内に行わなければならないと規定している。

3.4. 不使用による取消手続

商標法第 27 条によれば、以下のいずれかに該当する場合、商標登録の取消を求める申請を行うことができる。

- 登録された商品または役務に関して商標を使用するという善意の使用の意図なしに商標出願が行われ、かつ、前記の商品または役務に関して商標の善意の使用が実際になかった場合。
- 申請の 3 か月前に当たる日までに、登録された商品または役務に関して商標の善意の使用がなされることなく連続 5 年以上の期間が経過している場合。

利害関係人であれば誰でも商標の登録抹消を申請することができ、利害関係人の選択に従って登録官または裁判所に申請書が提出される。実状を言えば、登録局はバックログを多く抱えて業務に遅滞が生じており、登録官は当事者双方が対立関係にある手続（取消手続を含む）を高等裁判所に付託しているため、利害関係人は対立が予想される手続を高等裁判所に直接申請することになる。

不使用を理由とした登録取消を求める申請書が登録官に提出された場合、その手続は、進行過程や期限を含めて異議申立手続の場合と同じである。申請書が高等裁判所に提出された場合、その手続や期限は、取消抹消の申請手続に関して上述したものと同一である。

上訴のプロセスも同様に、登録抹消を求める申請に関して上述したとおりである。

3.5. 権利の取消または消滅を求める上記以外の手続

該当する手続は存在しない。

モロッコ

1. 商標制度の概要

1.1. 先願主義か先使用主義か

モロッコは先願主義の制度を採用している。2000年産業財産保護法（法律第17-97号）（Law No. 17-97 on the Protection of Industrial Property (2000)）¹⁸の第153条に従い、登録はその権利者に排他的権利を与える。不正競争に関わる訴訟においては未登録商標の先使用が訴の根拠となることもあるが、エンフォースメント可能な権利の主要な根拠となるのは登録である。

1.2. 出願制度はシングルクラスかマルチクラスか

モロッコはマルチクラス出願を認めている。法律第23-13号に基づく改正法により、出願人は、1件の出願の中に複数の区分に属する商品/役務を含めることができる。この改正法は、モロッコを国際的なプラクティスに適合させ、出願を簡素化するものである。

1.3. 利用可能な出願ルート

モロッコ工商業所有権庁（Moroccan Office of Industrial and Commercial Property ; OMPIC）¹⁹への直接出願。

モロッコはARIPOにもOAPIにも加入していない。したがって、広域的な商標出願ルートは利用できない。

モロッコは1999年以降マドリッド協定議定書²⁰の締約国となっている。それゆえ出願人は、国際出願の際に保護を求める国としてモロッコを指定することができる。OMPICは、国内法に基づいてマドリッド制度に基づく指定を審査することになる。

1.4. 有効期間

法律第17-97号の第152条によれば、モロッコにおける商標登録の有効期間は、初回登録の場合には10年である。その後は、更新料を支払うことを条件として、さらに10年ずつの期間につき無制限に更新が可能である。登録の満了日から6か月以内であれば期限後の更新が法により認められているが、追加料金の支払を要する。

¹⁸ <http://www.ompic.ma/en/content/laws-and-regulations>

¹⁹ <http://www.ompic.ma/en>

²⁰ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/283484>

1.5. 実体審査

モロッコは実体審査を実施していない。審査は方式審査のみであり、絶対的拒絶理由のみが審査基準となる。絶対的拒絶理由に関して、法律第 17-97 号の第 134 条および第 135 条は、識別力に欠ける標章、記述的な標章、欺瞞的な標章、公序良俗に反する標章の登録拒絶を定めている。相対的拒絶理由に関する審査は実施されないため、同一/類似の先行商標が存在するという理由で商標局 (TMO) が出願を拒絶することはない。相対的拒絶理由に関して立証責任を負うのは、商標出願が公告された時点で当該出願に対し異議申立を行う利害関係人である。

1.6. 詐欺または悪意による出願

詐欺/悪意による出願は、制定法の規定に基づく登録取消の対象となりうる。法律第 17-97 号の第 142 条は、悪意により出願された商標や、モロッコにおける販売代理店・実施権者・代理人の義務に違反して出願された商標に関する権利の回復を規定している。

2. 商標調査の方法

国内データベースを用いたオンライン商標検索は、以下のサイトで利用することができる：<http://www.ompic.ma/fr/content/recherche-sur-les-marques-nationales>。国際登録された商標は、WIPO が提供する検索ツール「マドリッド・モニター」(Madrid Monitor) を通じて、以下のサイトから検索することができる：<https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en>。アクセス可能な情報には、出願番号、商標の本体 (標章)、商品/役務の区分、商品/役務の詳細、出願人の名称と住所が含まれる。

国内データベースはフランス語でしか利用できない。

検索機能は、どのウェブサイトを利用するかによって異なる。「マドリッド・モニター」は多彩な検索機能を備えている。

3. 自らの商標と同一または類似の標章を第三者が出願または登録していることが発覚した場合の対処

3.1. 詐欺/悪意による出願に関する商標局への情報提供

詐欺または悪意による出願に関して、モロッコ工商業所有権庁 (Moroccan Office of Industrial and Commercial Property ; OMPIC) への非公式な情報提供に関する規定は存在しない。また、悪意は審査の過程で OMPIC が出願を拒絶する理由には相当しない。

産業財産の保護に関する法律第 17-97 号 (Law No. 17-97 on the Protection of Industrial Property) および同法を改正する法律第 23-23 号 (Law No. 23-23) (両者を併せて「産業財産法」という) は、

第 142 条において、商標登録が第三者の権利を害して詐欺的に出願された場合、または法律上または契約上の義務に違反して出願された場合、所有権を主張する申立を裁判所に提起することができると規定している。この申立を行う者は、当該商標に対する権利を立証する必要がある。

3.2. 異議申立手続

出願された商標について先行権利を有する者は、異議申立書を OMPIC に提出することができる。

ここでいう「先行権利」には以下のものが含まれる。²¹

- 先行する商標登録
- 先行する商標出願または先の優先日を主張しうる商標出願
- 工業所有権の保護に関するパリ条約の第 6 条の 2 の概念での周知商標に該当する先行商標
- 異議の対象となる出願に先立って保護の認定または出願がなされた地理的表示または原産地呼称

先行権利の使用を許諾された実施権者も異議申立書を提出することができる。ただし、ライセンス契約に別段の定めがある場合はこの限りではない。²²

公告された国内商標登録に対する異議申立書は、公告日から 2 か月以内に、先行権利の権利者によって提出することができる。²³

国際登録（マドリッド制度に従って出願されたモロッコを指定国とする国際登録）に対する異議申立書は、OMPIC による公告が掲載された WIPO 公報（WIPO Gazette）が受領された月の翌月 1 日から 2 か月以内に提出されなければならない。²⁴

代理人（法律専門家または産業財産コンサルタント）は、第三者に代わって異議申立書を提出することができる。²⁵ 代理人は、異議申立書提出の権限を与える委任状を第三者である異議申立人から取得しなければならない。

手続

²¹ 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 148.2 条；併せて参照：
<http://www.ompic.org.ma/en/respect-droit/legal-mechanisms>

²² 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 148.2 条

²³ 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 148.2 条

²⁴ OMPIC の公式ウェブサイト参照：<http://www.ompic.org.ma/en/respect-droit/legal-mechanisms>

²⁵ 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 148.2 条

異議申立書は M7 の書式 (Form M7) に従って作成され、付属文書 (委任状、商標が周知であることを示す証拠、1 区分毎に支払われる異議申立手数料の納付証明書等) とともに提出される。²⁶

異議申立書 (書式 M7 に記載) には、以下の 3 つのパートに分けて記述された「主張の提示」が含まれていなければならない。²⁷

- 商品および役務の比較
- 標章の比較
- 周知商標が関係する場合には、当該商標が周知であることを証明する評判および認知度

異議申立書が提出された時点で、OMPIC は、その異議申立を商標出願人 (代理人が用いられる場合には出願人の代理人) に通知する。²⁸

商標出願人は、2 か月以内に答弁書 (counter-statement) を提出する。答弁書が提出されなかった場合、OMPIC は異議申立書を検討した上で決定を下すことになる。²⁹

商標出願人または同人の代理人が期限内に答弁書を提出した場合、異議申立人または同人の代理人は、OMPIC から答弁書が交付された日から起算して 1 か月以内に、自らの再答弁書 (reply) または情報提供を提出する。³⁰

商標出願人または同人の代理人は、異議申立人の情報提供/再答弁書が交付されてから 1 か月以内に、補足の答弁書を提出することができる。³¹

OMPIC は、2 か月の異議申立期間の満了後 6 か月を超えない期間に決定を下すことになっている。その決定は書面に記され、決定の理由が附記される。³² ただし、決定発行までの 6 か月という期限は停止されることがある。³³

²⁶ 参照：<http://www.ompic.org.ma/en/respect-droit/legal-mechanisms>

²⁷ 参照：<http://www.ompic.org.ma/en/respect-droit/legal-mechanisms>

²⁸ 参照：<http://www.ompic.org.ma/en/respect-droit/legal-mechanisms> および産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 148.3 条の規定

²⁹ 参照：<http://www.ompic.org.ma/en/respect-droit/legal-mechanisms> および産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 148.3 条(2)の規定

³⁰ 参照：<http://www.ompic.org.ma/en/respect-droit/legal-mechanisms> および産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 148.3 条(3)の規定

³¹ 参照：<http://www.ompic.org.ma/en/respect-droit/legal-mechanisms> および産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 148.3 条(3)の規定

³² 参照：<http://www.ompic.org.ma/en/respect-droit/legal-mechanisms> および産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 148.3 条(5)の規定

³³ 参照：<http://www.ompic.org.ma/en/respect-droit/legal-mechanisms> および産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 148.3 条(8)の規定

異議申立の理由

産業財産法の第 148 条は、商標出願が同法第 133 条、134 条および 135 条の規定に適合しない場合および/または同法 148.2 条の規定に従って先行権利の権利者による異議申立の対象となった場合、その商標出願は拒絶されなければならないと規定している。

詐欺および/または悪意の問題に関係する異議申立理由としては、以下のようなものが挙げられる。

- 当該出願がモロッコにおける先行商標登録に抵触していること。³⁴
- 当該出願が優先権の対象となる相手方の商標出願に抵触していること。³⁵
- 出願された標章が、パリ条約第 6 条の 2 の概念での周知商標に抵触していること。³⁶

商品および役務の比較を含めた評価が実施され、特殊性の原則（principle of specialty；登録された商標の効力は原則として登録時に指定した商品/役務の範囲内またはそれと類似する範囲内にしか及ばないという原則）を考慮して、商品または役務が同一であるか否か、商品または役務のカテゴリによる同一性が存在するか否かが考量される。³⁷

標章の比較も評価の対象となる。視覚的要素、音声的要素または概念的要素に基づき、標章の同一性または類似性が評価される。³⁸

さらに、周知商標が関係する場合には、問題の商標が周知であることを立証するために証拠の審査が行われる。³⁹ ある商標が周知であることを立証するための基準はかなり高く設定されており、当該商標のモロッコにおける認知度や周知性を証明する必要がある。これらは、売上と宣伝に関する十分かつ適切な証拠によって証明されることが多い。

上訴

異議申立手続における OMPIC の決定に不服がある場合、OMPIC の決定が通知されてから 15 日以内に上訴を提起しなければならない。⁴⁰

³⁴ 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 148.2 条の規定

³⁵ 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 148.2 条の規定

³⁶ 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 148.2 条の規定

³⁷ 参照：<http://www.ompic.org.ma/en/respect-droit/legal-mechanisms>

³⁸ 参照：<http://www.ompic.org.ma/en/respect-droit/legal-mechanisms>

³⁹ 参照：<http://www.ompic.org.ma/en/respect-droit/legal-mechanisms>

⁴⁰ 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 148.3 条(6)

上訴は、カサブランカ商事控訴裁判所（Casablanca Commercial Court of Appeal）⁴¹ に提起されるものとする。

その他の情報

実際問題として、異議申立の根拠となるのは出願に先行する権利のみである。それゆえ、権利者（異議申立人）が出願に先行する権利を複数有している場合、その中で最も適切かつ強力な権利を先行権利として提示しなければならない。

3.3. 無効手続

産業財産法の第 161 条は、商標登録が同法の第 133 条から 135 条までの規定に違反して取得された場合、検察官を含む利害関係人は当該登録の無効化を請求することができる」と規定している。

産業財産法の第 161 条はさらに、同法の第 137 条に基づく無効訴訟を提起しうるのは先行権利の権利者のみであると規定している。前記の産業財産法第 137 条は、先行権利を侵害する標章の採用および登録を禁じている。ここにいう先行権利とは、具体的には以下のようなものである。

- 先に登録された商標またはパリ条約第 6 条の 2 の概念での周知商標に該当する商標
- 企業の名称または称号（公衆の心裡に混同を生じさせる恐れがある場合）
- モロッコ領内で広く知られている商号または標章（公衆の心裡に混同を生じさせる恐れがある場合）
- 保護の対象となっている地理的表示または原産地呼称
- 文芸的および芸術的著作物の保護に関する法律（Law on the Protection of Literary and Artistic Works；著作権法）により保護される権利
- 保護対象となっている意匠またはモデルに由来する権利
- 他人の人格権、特に他人の姓、筆名または肖像権
- 地方当局の名称、画像または評判

産業財産法の第 161 条によれば、先行権利の権利者による登録無効の申立は、その対象となる商標が善意で出願されており、かつ、先行権利の権利者が 5 年間にわたって当該商標の使用を黙認していた場合には受理されない。

産業財産法の第 162 条は、パリ条約第 6 条の 2 の概念での周知商標の権利者は、自らの商標と混同される可能性のある商標の登録取消を請求することができる。ただし、問題の登録が悪意で出願されていた場合を除き、そのような請求権の存続期間は問題の商標が登録された日から 5 年と定められている。

⁴¹ 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 148.5 条

登録無効の申立は裁判所に対して行われるものとする。

3.4. 不使用による取消手続

産業財産法の第 163 条は、連続 5 年の期間にわたって指定商品および指定役務に関して登録商標の真正な使用 (genuine use) がなく、その不使用に正当な理由が存在しない場合、当該商標の登録は抹消/取消の対象となると規定している。

利害関係人は、商標登録の抹消または取消を求めることができる。⁴² 抹消/取消の申請は裁判所に対して行われる。⁴³

取消の効果が及ぶ範囲は事実関係によって異なり、取消が部分的である場合、すなわち登録により指定された商品または役務の一部のみが取り消される場合もあれば、商標全体の登録が取り消される場合もある。⁴⁴

産業財産法の第 163 条には、どのような使用が真正な使用と見なされるかを定めた明示の規定が含まれており、それによれば以下の使用は真正な使用と見なされる。

- 商標権者の同意を得て行われた使用、または (団体商標の場合には) 特定の団体商標の使用に関する規則に従って行われた使用の場合には規則に従って行われた使用。
- 登録商標の識別性を改変しない程度の変更を加えた商標の使用。
- 専ら輸出を目的とする商品または商品の包装に当該商標を表示すること。

登録商標の真正な使用が存在しなかった空白の 5 年間が経過してから真正な使用が開始または再開されたとしても、その時期が取消申請前 3 か月以内であるか、取消請求の可能性を登録人が知った後である場合には、前記の開始または再開は不使用による取消請求を妨げず、⁴⁵取消請求に対する抗弁とはならない。

登録の取消を求める当事者は、基本的な情報 (検索・調査の結果など) とともに一応の (prima facie) 証拠を提出し、問題の 5 年間に指定された商品または役務に関する真正な使用がなされたことを示す証拠が存在しないという事実を示す義務を負うが、使用 (商標の利用) を立証する責任は取消請求の対象となった商標権者が負うものとする。⁴⁶ 使用を示す証拠は、あらゆる手段で提供することができる。

3.5. その他の手続

⁴² 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 163 条

⁴³ 参照：<http://www.ompic.org.ma/en/respect-droit/legal-mechanisms>

⁴⁴ 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 163 条

⁴⁵ 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 163 条

⁴⁶ 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 163 条

所有権の主張

産業財産法の第 142 条は、自らが特定の登録商標につき権利を有すると信じる者は、当該登録の所有権を主張することができる」と規定している。

所有権主張の根拠となるのは、以下のいずれかに該当する登録である。⁴⁷

- 他人の権利に関して詐欺的に出願された登録
- 法律上または契約上の義務に違反して出願された登録

所有権主張の申立は裁判所に対して行われる。⁴⁸

出願人が悪意で行為していた場合を除き、問題の商標が国家商標登録簿に登録された日から 3 年が経過した後で所有権を主張することはできない。⁴⁹

適用される産業財産法の規定は異なるが、登録が不正に取得されたという主張、すなわち他人の先行権利が存在することを出願人が知っている状況で悪意の登録取得がなされたという主張も、詐欺を理由とした無効の申立と見なされる。

⁴⁷ 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 142 条

⁴⁸ 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 142 条

⁴⁹ 産業財産の保護に関する法律第 17-97 号および同改正法第 23-23 号の第 142 条

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 118

[著者]

KISCH IP

KISCH IP

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2026年4月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、KISCH IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。